

分担研究報告書

「総合周産期母子医療センターの整備状況と周産期医療体制に関する研究」

主任研究者 中村 肇 神戸大学医学部教授

分担研究者 大野 勉 埼玉県立小児医療センター内科第一部長

要旨：周産期医療対策整備事業の円滑な実施に向けての情報提供を行うことを目的として、各都道府県の周産期医療体制、総合周産期母子医療センターの整備状況の調査、情報収集を行った。

1) 平成 10 年 12 月末現在で、9 都道府県で、13 施設が総合周産期母子医療センターの指定を受けているに過ぎず、これら 13 施設に対してアンケート調査を実施したところ、11 施設から回答が得られた。なお東京都では国からの補助金ではなく独自の事業として総合周産期母子医療センターが設置されている。

2) 栃木県では、自治医大と独協医大に総合周産期母子医療センターを複数設置されたところ、いずれのセンターも入院数が著増した。整備後には県全体の周産期死亡率の明らかな改善をみている。

3) 総合周産期母子医療センターが設置された府県でも、未だベッド数が不足しており、充足された状況にはなっていない。とくに NICU の人的要員確保が大きな問題であることが明らかとなった。

4) 総合周産期母子医療センターの施設基準として、母体胎児集中治療室（MFICU）については改定すべきという意見が多い。その理由として、現行の社会保険上での MFICU の施設基準はプライバシーが必要な産婦人科重症患者の特殊性を反映していない、収容基準があいまいである、地域性を考慮して MFICU ベッド数を最低 6 床でもよいとするなどが挙げられる。また、都道府県によっては、複数の総合周産期母子医療センターを必要とすることから、総合周産期母子医療センターへの補助事業とは区別して、社会保険上での MFICU の施設基準を別途に定めるのが妥当である。これらの問題を早急に改善し、周産期医療対策整備事業の推進が望まれる。

A. 研究目的

平成 10 年度の本研究では、平成 8 年 5 月 10 日児発第 488 号厚生省児童家庭局長通知「周産期医療対策整備事業の実施について」以後の各都道府県の地域周産期医療体制の整備状況の情報収集のために、全国の周産期医療機関並びに行政機関への調査とともに、すでに総合周産期母子医療センターの指定を受けている施設へのアンケート調査を実施し、現行の総合周産期母子医療センターの周産期医療体制の現状について検討をした。

B. 研究方法

平成 10 年 12 月末現在で、総合周産期母子医療センターの指定を受けている 13 施設中、11 施設（9 都道府県）から詳細な調査内容についての回答が得られた。調査方法は、アンケート用紙を当該センターに郵送し、新生児科医師、産婦人科医師に回答してもらった。調査内容は、1) 当該都道府県における周産期医療体制の整備状況について、2) 総合周産期母子医療センターの規模と運営状況についてである。

C. 研究結果

I. 当該都道府県における周産期医療体制の整備状況について

平成 8 年 10 月に栃木県、富山県、埼玉県に総合

周産期母子医療センターが設置されたのがはじまりで、ついで神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、福岡県に設置され、なお東京都では国からの補助金ではなく独自の事業として設置されている。

栃木県では、自治医大と独協医大に総合周産期母子医療センターを複数設置されたところ、いずれのセンターも入院数が著増した。整備後には県全体の周産期死亡率が明らかに低下した。なお、最近では後方ベッド数が不足し、積極的に Backtransfer が行われている。

1) 周産期医療協議会について

各総合周産期母子医療センターから周産期医療協議会のメンバーとして参加しているが、病院管理職のみで産婦人科、新生児科からの委員の参加のない県があった（神奈川、静岡、福岡）。協議会のメンバーには医療現場に直接携わっている人が加わらないと具体的な意見が反映されないという指摘があった。

周産期医療協議会での協議内容として、「周産期医療体制の在り方について（総論）」、「貴都道府県内の周産期医療体制の実態調査」、「総合周産期母子医療センターの指定」については、すでに協議済みで指定医療機関数 1 から 4 施設と決定しているが、「地域周産期母子医療センターの認定」については、東京、静岡、富山、愛知の 4 府県のみで決定して

いるに過ぎない。

2) 周産期医療ネットワークシステム（相互診療支援体制）について

栃木県、埼玉県、東京都、静岡県、愛知県、京都府の6府県ではすでに協議済で実施されており、他は協議中となっている。

埼玉県では平成9年10月来ネットワーク専門委員会を設置、検討し、実施しており、東京都、静岡県では搬送システム、母体・新生児搬送マニュアルと紹介用紙の導入が図られた。

3) 情報システムの活動について

埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、愛知県、京都府の6府県ではすでに実施されているが、3県がまだである。うち、総合周産期母子医療センター内に情報センターが設置されている（予定も含む）のは、栃木県、埼玉県、静岡県、富山県、愛知県、京都府である。埼玉県は県の医療情報センター、東京都は従前からある東京都母子保健サービスセンターに設置されている。愛知県では新規にイントラ・インターネットによる愛知県周産期医療情報システムおよび専用電話FAXの設置を総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター間で実施している。

富山県では、周産期医療救急情報を専用端末を使って収集、提供するシステムができ、周産期医療に関する各種情報の収集、データの解析・評価を行うシステムの整備が図られた。また、ハイリスク新生児データベースの作成、一般向けホームページの作成などが行われている。

地域周産期医療情報データベースがあるのは富山県と東京都のみである。

4) 周産期医療関係者の研修事業は、静岡県、京都府を除く府県ではすでに予算化されて、実施されているか、予定されている。

5) 周産期医療の調査、研究事業について

分娩数、母体搬送数、NICU病床数、新生児搬送数など実態調査が行われている。搬送状況の実態調査が県の周産期医療計画に活用されている〔埼玉県〕。

愛知県では、妊産婦死亡、母子手帳の有効利用について調査研究が行われている。

6) フォローアップにおける総合周産期母子医療センターの役割

神奈川県と富山県のみがフォローアップのネットワークシステムをもつが、他の府県での取り組みは遅れている。

神奈川県では、総合周産期母子医療センターにはハイリスク児を登録し、通常は地域周産期センター

でフォローを受け、key age や特殊な検査（眼科、聴力、リハビリなど）には総合周産期センターを利用するという方向性で進められている。とくに、Backtransfer した児のフォローアップ体制の必要性が指摘されている。

7) 総合周産期母子医療センターが設置された府県では、地域にもよるが、未だベッド数は不足しており、周産期医療体制がまだ充足された状況にはなっていない。とくに人的要員確保、医師の確保が大きな問題となっている。医師確保のために十分な補助金が支給されていない（東京都、静岡県）。

II. 総合周産期母子医療センターについて

1) 厚生省の指針の基準を満たすために、神奈川県を除くすべての府県では既存の施設を改築して、FMICU が設置された。

2) NICU ベッド数としては、24床〔名古屋第一赤〕が最大で、21床が2箇所、18床が1箇所、15床が1箇所、12床が3箇所、9床が2箇所、6床が1箇所となっている。

3) MFICU ベッド数としては、6～12床となっており、9床未満の施設が2箇所あった。病床利用率は73%～109%となっており、大半のMFICUで90%以上の利用率となっている。

4) いずれの総合周産期母子医療センターにおいても、改築後母体搬送を中心に入院数が増加しており、母体搬送受け入れ困難な事態を招いている。その理由として、多くの場合にはNICUが満床であることによっている。

5) 新生児未熟児病棟・産科病棟の収支比率（収益合計/事業費合計）について一部の施設から回答が得られ、多くが1.0以下であった。しかし、算定方法にも若干問題があり、さらに詳細な検討を必要とする。いずれにしろ、周産期医療の医療費アップが補助金アップがなければ不採算部門として人的確保が一層困難となろう。

6) 総合周産期母子医療センターの施設基準として、MFICU については改定すべきという意見が多い。その理由として、現在の社会保険上でのMFICUの施設基準は、プライバシーが必要な産婦人科重症患者の特殊性を反映しておらず、収容基準があいまいである、地域性を考慮してMFICUのベッド数を最低6床とするなどが挙げられていた。

7) 都道府県によっては、複数の総合周産期母子医療センターを必要とすることから、総合周産期母子医療センターへの補助事業とは区別して、社会保険上でのMFICUの施設基準を別途に定めるのが妥当である。

総合周産期母子医療センターのある都道府県と周産期医療体制

平成10年12月現在

都道府県名	栃木県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県	富山県	愛知県	京都府	福岡県
I. 周産期医療協議会で協議された内容は：									
1. 周産期医療体制の在り方について（総論）	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済
2. 貴都道府県内の周産期医療体制の実態調査	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議中	協議済	協議済	協議済
3. 総合周産期母子医療センターの指定	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済
4. 地域周産期母子医療センターの認定	協議済	協議済	協議済	協議予定	協議済	協議済	協議済	協議済	協議中
5. 周産期医療の調査、研究について	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議済	協議中
6. 情報システムの在り方について	協議中	協議済	協議中	協議中	協議済	協議済	協議済	協議済	協議中
7. 医療機関のネットワークづくり	協議済	協議済	協議済	協議中	協議済	協議中	協議済	協議済	協議中
8. 搬送システムについて	協議済	協議済	協議済	協議中	協議済	協議中	協議済	協議済	協議中
9. 研修体制について	協議済	協議済	協議済	協議中	協議済	協議中	協議済	未	協議予定
10. 人的確保について	協議済	協議済	協議中	協議予定	協議済	協議中	協議済	未	協議予定
11. 新生児病床（NICU）の増床について	協議済	協議済	協議中	協議予定	協議中	協議中	協議予定	協議済	協議予定
12. 母体・胎児集中治療室（M・FICU）の増床について	協議済	協議済	協議中	協議予定	協議中	協議中	協議済	協議済	協議予定
II. 周産期医療体制について									
1) 行政が関与した周産期システムがありますか？	ある H8.9 -	ある	ある S60 -	ある S56 -	出来る予定 H11.4 -	ある H8.10 -	ある H10.7 -	ある H9.11 -	出来る予定 近日中
総合周産期母子医療センター数〔予定数〕	2	1	4	1	1（3）	1	1	1	1（3）
地域周産期母子医療センター数〔予定数〕		？	14	？	10	4	8	？	？
2) 周産期医療システムの概要は？									
1施設整備補助	ある	ある	ある	ある	ある	ある	出来る予定	ある	出来る予定
2委員会の設置	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	出来る予定
3受け入れ施設指定	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	出来る予定
4周産期救急情報システム	ある	ある	ある	ある	出来る予定	ある	ある	ある	出来る予定
5搬送システム	ある	ある	ある	ある	出来る予定	ある	ある	ある	出来る予定
3) 貴都道府県には情報システムがありますか。 「ある」とする場合、 周産期医療情報センターをどこに設置していますか？	今後出来る予定 総合センター	ある 県医療情報 センター	ある 都母子保健 サービスセンター	ある 未定	99年度中に 出来る予定 総合センター	ある 総合センター	ある 総合センター	ある 総合センター	今後出来る予定 未定
新生児受入れ医療施設間の入院応需情報交換は？	computer	fax、computer	computer	computer		computer	tel,fax、computer	fax	
産科受入れ医療施設間の入院応需情報交換はありますか？	computer	fax、computer	computer	computer		computer	tel,fax、computer	fax	
新生児医療施設と産科施設との入院応需情報交換は？	ない	ない	computer	ない		computer	ある	fax	
地域の周産期医療情報データベースがありますか？	ない	ない	ある	ない		ある	ない	ない	
4) 周産期医療関係者の研修を行っておりますか？	いる	いる	行う予定	いる	いない	いる	いる	いない	行う予定
1. 運営にあたって、どのように予算化されていますか？	行政から	行政とセンター		行政から		行政から県医師会に	行政から		
2. その金額はいくらですか？	30万円	63万円		20-30万円		738万円	約30万円		
5) 貴都道府県の周産期医療状況は充足されていますか？	？	いない	いない	いない	いない	いない	わからない	いない	わからない
6) フォローアップのためのネットワークがありますか？	できる予定	ない	ない	ある	ない	ある	ない	ない	出来る予定